

国民健康保険に関する事務 全項目評価書(案)の修正一覧

凡例：★印＝区民意見提出手続きによる
意見を踏まえた修正
・印＝その他の修正

修正箇所	全項目評価書案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
評価書全般	情報集約システム	<u>国保</u> 情報集約システム	・国民健康保険に関する事務の全項目評価書(案)作成後に、厚生労働省から特定個人情報評価書(再評価)のテンプレートが提供された。その中で当該システムの名称が「国保情報集約システム」に統一されたため、システム名称を修正する。
6P 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム5 ②システムの機能 1. 資格情報連携 区市町村において被保険者の資格異動があった場合に、区市町村の連携用端末機を通じて送付された資格異動情報を受信する。また2で作成した被保険者情報を、区市町村の連携用端末機からの取得要求を受けて提供する。	システム5 ②システムの機能 1. <u>資格継続業務</u> 区市町村において被保険者の資格異動があった場合に、区市町村の連携用端末機を通じて送付された資格異動情報を受信する。また2で作成した被保険者情報を、区市町村の連携用端末機からの取得要求を受けて提供する。	・国民健康保険に関する事務の全項目評価書(案)作成後に、厚生労働省から特定個人情報評価書(再評価)のテンプレートが提供された。その中で国民健康保険の資格情報については、「資格継続業務」とされたため、業務名称を変更する。
9P 関係システム概念図【前提】	上記システム等の名称説明欄(変更箇所のみ記載) ●国保総合システム：国民健康保険団体連合会において運用されるシステムで、給付事務に係る内容確認・資格と都合処理・過誤申出処理・再審査請求処理、レセプト請求審査等	上記システム等の名称説明欄(変更箇所のみ記載) ●国保情報集約システム：区市町村ごとに保有する国民健康保険被保険者情報を <u>収集</u> し、都道府県単位で集約するとともに、都道府県から提供される <u>資格継続情報等(資格取得</u>	・国民健康保険に関する事務の全項目評価書(案)作成後に、厚生労働省から特定個人情報評価書(再評価)のテンプレートが提供された。その中で国民健康保険の資格情報については、「資格継続業務」とされたため、業務名称及び関連箇所を修正す

修正箇所	全項目評価書案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
	<p>を搭載するシステム。情報集約システムと連携し資格情報等を取得するが、特定個人情報ファイルは取り扱わない。</p> <p>●情報集約システム：区市町村ごとに保有する国民健康保険者情報を提供し、都道府県単位で集約するとともに、都道府県から提供される資格取得喪失情報等の取り込みを行い、区市町村への被保険者情報へ反映させるためのシステム。区市町村との委託契約に基づき、国民健康保険団体連合会が運用・運用する。</p>	<p><u>年月日及び喪失年月日の情報等</u>)の取り込みを行い、区市町村の被保険者情報へ反映させるためのシステム。区市町村との委託契約に基づき、国民健康保険連合会が運用・管理する。</p> <p>●国保総合システム：国民健康保険団体連合会において運用されるシステムで、<u>資格継続業務(都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理)</u>及び給付事務に係る内容確認・資格突合処理・過誤申出処理・再審査請求処理、レセプト請求審査等を行うシステム。<u>国保情報集約システムと連携し、資格継続業務等に必要</u>な情報を取得するが、特定個人情報ファイルは取り扱わない。</p>	<p>る。</p>
<p>47P 3. 特定個人情報の使用・入手</p>	<p>⑧使用方法 情報の突合 4. 情報集約システムで管理する被保険者資格等の4情報と、国民健康保険ファイルが保有する被保険者資格等の4情報を突合して個人特定を行う。</p>	<p>⑧使用方法 情報の突合 4. <u>国保情報集約システム</u>で管理する被保険者資格等の4情報と、国民健康保険ファイルが保有する被保険者資格等の4情報を突合して個人特定を行う。</p>	<p>・国民健康保険に関する事務の全項目評価書(案)作成後に、厚生労働省から特定個人情報評価書(再評価)のテンプレートが提供された。その中で当該システムの名称が「国保情報集約システム」に統一されたため、システム名称を修正する。</p>
<p>93P 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p>	<p>委託事項1 情報集約システムの管理運営に関する業務</p>	<p>委託事項1 <u>資格継続</u>に関する業務</p>	<p>・国民健康保険に関する事務の全項目評価書(案)作成後に、厚生労働省から特定個人情報評価書(再評価)のテンプレートが提供された。</p>

修正箇所	全項目評価書案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
			<p>その中で国民健康保険の資格情報については、「資格継続業務」とされたため、業務名称を変更する。</p>
<p>93P 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p>	<p>委託事項 1 ①委託内容 国民健康保険の資格情報及び保険給付の実施に係る情報の利用・提供に関する事務</p>	<p>委託事項 1 ①委託内容 <u>療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)及び保険給付の実施に係る情報の利用・提供に関する業務。(なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務等であり、保険給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。)</u></p>	<p>・国民健康保険に関する事務の全項目評価書(案)作成後に、厚生労働省から特定個人情報評価書(再評価)のテンプレートが提供された。その中で国民健康保険の資格情報については「資格継続業務」と定義されたため、業務名称を変更する。</p>
<p>93P 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p>	<p>委託事項 1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性 平成30年度からの改正国民健康保険法の施行に伴い、都道府県単位で被保険者の資格管理を行うため、区市町村ごとに保有する資格情報等を都道府県単位で集約し管理する必要があるため、特定個人情報の取扱いを含める。国民健康保険の保険者である東京都が情報集約システムの管理運営に関する業務を東京都国民健康保険団体連合会に委託しているため、東京都と情報連携を必要とする区市町村は、同</p>	<p>委託事項 1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性 平成30年度からの改正国民健康保険法の施行に伴い、都道府県単位で被保険者の資格管理を行うため、区市町村ごとに保有する<u>資格継続業務等</u>を都道府県単位で集約し管理する必要があるため、特定個人情報の取扱いを含める。国民健康保険の保険者である東京都が<u>資格継続業務</u>に関する業務を東京都国民健康保険団体連合会に委託しているため、東京都と情報連携を必要とする区市町村は、同様に東京都</p>	<p>・国民健康保険に関する事務の全項目評価書(案)作成後に、厚生労働省から特定個人情報評価書(再評価)のテンプレートが提供された。その中で国民健康保険の資格情報については「資格継続業務」と定義されたため、業務名称を変更する。</p>

修正箇所	全項目評価書案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
	様に東京都国民健康保険団体連合会に業務委託する。	国民健康保険団体連合会に業務委託する。	
122P 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	<p>リスク1: 目的外の入手が行われるリスク</p> <p>対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容</p> <p>＜東京都国民健康保険団体連合会からの入手＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保情報集約システムから連携される情報については、東京都国民健康保険団体連合会において関連性や整合性のチェックが行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・国保情報集約システムでは、個人番号を用いて個人を一意に識別するため、同一団体内において、市町村被保険者IDは個人と1対1の対応となる。 	<p>リスク1: 目的外の入手が行われるリスク</p> <p>対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容</p> <p>＜東京都国民健康保険団体連合会からの入手＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保情報集約システムから連携される情報については、東京都国民健康保険団体連合会において関連性や整合性のチェックが行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・国保情報集約システムでは、個人番号を用いて個人を一意に識別するため、同一団体内において、市町村被保険者IDは個人と1対1の対応となる。 ・<u>国保情報集約システムでは、対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。</u> 	<p>・国民健康保険に関する事務の全項目評価書(案)作成後に、厚生労働省から特定個人情報評価書(再評価)のテンプレートが提供された。この中で、国保情報集約システムのリスク対策の詳細が示されたため、その対策を追加する。</p>
122P 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	<p>リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク</p> <p>入手の際の本人確認の措置の内容</p> <p>＜東京都国民健康保険団体連合会からの入手＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都国民健康保険団体連合会から入手する情報は、区市町村において本人確認を行 	<p>リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク</p> <p>入手の際の本人確認の措置の内容</p> <p>＜東京都国民健康保険団体連合会からの入手＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都国民健康保険団体連合会から入手する情報は、区市町村において本人確認を行 	<p>・国民健康保険に関する事務の全項目評価書(案)作成後に、厚生労働省から特定個人情報評価書(再評価)のテンプレートが提供された。この中で、国保情報集約システムのリスク対策の詳細が示されたため、その対策を追加する。</p>

修正箇所	全項目評価書案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
	<p>ったうえで東京都国民健康保険団体連合会に送信した情報に、東京都国民健康保険団体連合会が事務処理等を行った結果を付加した情報であるため、入手の際の本人確認は区市町村において既に実施済みである。</p>	<p>ったうえで東京都国民健康保険団体連合会に送信した情報に、東京都国民健康保険団体連合会が事務処理等を行った結果を付加した情報であるため、入手の際の本人確認は区市町村において既に実施済みである。</p> <p><u>・入手した特定個人情報、当区の国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めることを行うこととしている。</u></p>	
<p>123P 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p>	<p>リスク 3: 入手した特定個人情報と不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容 ＜東京都国民健康保険団体連合会からの入手＞ ・東京都国民健康保険団体連合会から入手する情報は、区市町村において真正性の確認を行ったうえで東京都国民健康保険団体連合会に送信した情報に、東京都国民健康保険団体連合会が事務処理等を行った結果を付加した情報であるため、個人番号の真正性確認の措置は区市町村において既に実施済みである。</p>	<p>リスク 3: 入手した特定個人情報と不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容 ＜東京都国民健康保険団体連合会からの入手＞ <u>・国保連合会から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されていない。</u></p>	<p>・国民健康保険に関する事務の全項目評価書(案)作成後に、厚生労働省から特定個人情報評価書(再評価)のテンプレートが提供された。この中で、国保情報集約システムのリスク対策の詳細が示されたため、その対策を追加する。</p>

修正箇所	全項目評価書案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
123P 2. 特定個人情報の 入手(情報提供ネット ワークシステム を通じた入手を除 く。)	リスク 3: 入手した特定個人情 報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保 の措置の内容 ＜東京都国民健康保険団体 連合会からの入手＞ ・東京都国民健康保険団体連 合会から入手する情報は、東 京都国民健康保険団体連合 会においても区市町村の国民 健康保険システムと同様の市 町村被保険者 ID をキーとして 個人識別事項を管理しており、 市町村被保険者 ID をキーとし て必要なデータが配信されるこ とをシステム上で担保すること で正確性を確保する。	リスク 3: 入手した特定個人情 報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保 の措置の内容 ＜東京都国民健康保険団体 連合会からの入手＞ ・東京都国民健康保険団体連 合会から入手する情報は、東 京都国民健康保険団体連合 会においても区市町村の国民 健康保険システムと同様の市 町村被保険者 ID をキーとして 個人識別事項を管理しており、 市町村被保険者 ID をキーとし て必要なデータが配信されるこ とをシステム上で担保すること で正確性を確保する。 <u>・入手した特定個人情報は、当 区の国民健康保険システムの 被保険者データと突合し正確 性を確認してから、当該システ ムのデータベースへ更新する こととしており、不整合があっ た場合は、国保連合会に電話 等で連絡し是正を求めることを 行うこととしている。</u>	・国民健康保険に関する事 務の全項目評価書(案)作成 後に、厚生労働省から特定 個人情報評価書(再評価)の テンプレートが提供された。 この中で、国保情報集約シス テムのリスク対策の詳細が 示されたため、その対策を追 加する。
123P 2. 特定個人情報の 入手(情報提供ネット ワークシステム を通じた入手を除 く。)	リスク 4: 入手の際に特定個人 情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容 ＜東京都国民健康保険団体 連合会からの入手＞ ・東京都国民健康保険団体連 合会からの入手は国保情報集 約システムに限定されており、 専用線を用いるとともに、指定	リスク 4: 入手の際に特定個人 情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容 ＜東京都国民健康保険団体 連合会からの入手＞ ・東京都国民健康保険団体連 合会からの入手は国保情報集 約システムに限定されており、 専用線を用いるとともに、指定	・国民健康保険に関する事 務の全項目評価書(案)作成 後に、厚生労働省から特定 個人情報評価書(再評価)の テンプレートが提供された。 この中で、国保情報集約シス テムのリスク対策の詳細が 示されたため、その対策を追 加する。

修正箇所	全項目評価書案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
	<p>されたインターフェイスでしか入手できないようシステムで制御する。</p>	<p>されたインターフェイスでしか入手できないようシステムで制御する。</p> <p><u>・ログイン時の職員認証のほか、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</u></p>	
<p>124P 3. 特定個人情報の使用</p>	<p>リスク 2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <p>ユーザ認証の管理 具体的な管理方法</p> <p>・連携用端末機を使用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザ ID やパスワードのほか、生体認証等を組み合わせた二要素認証を行うことで、アクセス権限のない職員及びなりすまし等による不正利用を防ぐ対策を行う。</p>	<p>リスク 2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <p>ユーザ認証の管理 具体的な管理方法</p> <p>・連携用端末機を使用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザ ID やパスワードのほか、生体認証_を組み合わせた二要素認証を行うことで、アクセス権限のない職員及びなりすまし等による不正利用を防ぐ対策を行う。</p> <p><u>・国保情報集約システムでは、対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。</u></p>	<p>・第三者点検で指摘された事項に対応するため、記載を修正。</p> <p>・国民健康保険に関する事務の全項目評価書(案)作成後に、厚生労働省から特定個人情報評価書(再評価)のテンプレートが提供された。この中で、国保情報集約システムのリスク対策の詳細が示されたため、その対策を追加する。</p>
<p>126P 4. 特定個人情報フ</p>	<p>特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリ</p>	<p>特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリ</p>	<p>国民健康保険に関する事務の全項目評価書(案)作成後</p>

修正箇所	全項目評価書案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
<p>ファイルの取扱いの委託</p>	<p>スク及びそのリスクに対する措置 リスクに対する措置の内容 (記載なし)</p>	<p>スク及びそのリスクに対する措置 リスクに対する措置の内容 <u>＜東京都国民健康保険団体連合会における措置＞</u> <u>・国保情報集約システムにおいて保有する特定個人情報</u> <u>が、インターネットに流出することを防止するため、国保情報集約システムはインターネットに接続できないようシステム面の措置を講じている。</u> <u>・国保情報集約システムではUTM(コンピューターウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</u> <u>・国保情報集約システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。</u> <u>・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。</u> <u>・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。</u> <u>・電子記録媒体は、媒体管理</u></p>	<p>に、厚生労働省から特定個人情報評価書(再評価)のテンプレートが提供された。この中で、国保情報集約システムのリスク対策の詳細が示されたため、その対策を追加する。</p>

修正箇所	全項目評価書案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
		<u>簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。</u>	